

令和6年11月24日

一般社団法人播磨自然高原クラブ

理事岩田尚子、理事岸波敬子、理事澤清司

理事壺坂哲男、理事仁木島清子、理事丸山哲男

理事山上直也、理事山脇丈一様

一般社団法人播磨自然高原クラブ

代表理事 岡庭 晋司



## 通告書（臨時理事会招集のこと）

令和6年11月21日付貴殿ら発「理事会招集通知」（以下「本通知」と言う）が送られてきた。

本通知には、法第93条及び定款第31条第2項に基づきとの記載があるが、法第93条第1項は理事会招集する理事（高原クラブは代表理事）の定め、同条第2項及び第3項並びに定款第31条第2項は、代表理事以外の理事が理事会招集請求及び招集する場合の定めである。

11月14日付貴殿ら発「理事会招集請求」はすでに、請求に著しい不備があるため再請求するよう返却したところであるからして、これまで貴殿らから、本通知にかかる理事会招集請求が発された事実はなく不存在である。

11月14日付の請求は、開催場所が相生ステーションホテル会議室と指定されているが、一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下法と言う。）第93条第2項には「理事会の目的である事項を示して」との定めがあるが、開催場所を示すことは定められておらず、開催場所は招集権者が定めるものである。

開催場所を、相生ステーションホテル会議室と指定するのは、理事会の傍聴者が参加不可能な指定であり、傍聴人参加を妨害するものである。現在、混乱を極める理事会において欠かせない「高原クラブの運営の透明性」を著しく損なう行為であ

ることから、理事会招集請求の再提出を命令したものである。

この命令を無視し、**理事会の招集を強行しようとする本通知は不当であり、不存在である理事会の決議は無効であることを通告する。**

また、貴殿らは、既に任期を満了している理事であり、新理事を選任する義務がある。この義務に違反した理事には、法第342条第1項の定めにより、過料が課せられる可能性があることを再度警告する。

加えて、現在、総社員の議決権の1/10以上の議決権を有する社員が、社員総会の目的である事項（理事の選任）及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求しているところであり、これに速やかに対応する旨を再度勧告する。

なお、貴殿らが、これら高原クラブの運営を妨害する行為を繰り返すことは、秩序を著しく乱すものである。その対策に要した費用は損害として請求せざる得ないことを再度警告する。

以上